

講習における指導に必要な知識に関する審査について

「更新時講習の委託に係る岐阜県公安委員会認定基準」の1 認定基準(6)ウ(7)に定める警察本部長の行う審査は、下記のとおり行います。

1 実施日時

令和8年11月20日(金)

午後3時00分開始(午後2時30分までに会場にお入りください。)

※ 荒天等やむを得ない事情で多数の者が集合できない場合などには、開始時間を繰下げる場合があります。

2 実施場所

岐阜市学園町3丁目42番地 りふ清流文化プラザ5階

※ 車でお越しの際は、世界イベント村駐車場(岐阜北郵便局東側)をご利用ください。その際、駐車券をお持ちください。

3 実施方法等

(1) 方法

考査試験

(2) 制限時間

1時間

(3) 内容

交通の方法に関する教則(昭和53年国家公安委員会告示3号)から出題する正誤式問題50問

(4) 合格基準

正解率90%以上

(5) 合格通知

合格者に対する「合格証」を、後日申請者に一括送付します。

4 申請手続

(1) 受付期間

令和8年7月1日(水)から令和8年11月6日(金)までの

午前9時から午後5時まで

※ 土曜日、日曜日、祝日を除く。

(2) 申請者

更新時講習の委託に関し公安委員会の認定審査を申請しようとする者

(3) 申請方法

「更新時講習の委託に係る岐阜県公安委員会認定基準」に定められた「講習における指導に必要な知識に関する審査申請書(様式2号)」に審査を受ける者の必要事項を記入し提出してください。

(4) 申請書の提出及び問合せ先

岐阜県警察本部交通部運転免許課 教育係

502-0841 岐阜市学園町3丁目42番地 (電話 058-295-1010)